



有料職業紹介 つしま紹介所 (0567) 26-1281
 訪問介護 ナイス・ケア (0567) 26-3699
 通所介護 ナイス・デイ (0567) 26-1282
 宅老&託児 ナイス・ホーム (0567) 26-1282
 E-mail info@s-o-s.co.jp
 ホームページ http://www.s-o-s.co.jp
 (有)サポート・ワン・サービス 愛知県津島市愛宕町4-113 〒496-0036
 代表TEL:(0567) 26-3921 / FAX:(0567) 26-3922

vol. 60 (平成 17 年 08 月 09 日 発行)



夏だ！
暑いぞ！！
スイカが美味しい♪



むせるで、慌てて食べやあすなよ



歯は無いけどこのまま食べられるヨ



ナイス・デイ利用状況 (定期利用者数)

月	火	水	木	金	土	日
10名	6名	10名	7名	10名	10名	8名

今、まさに、夏 真っ盛り！！
 「久しぶりに、スイカにかぶりついてみたくない??」とおやつを半月切りにして手渡しました。中で切り分けただけ、やっぱりこの食べ方するには外に出なきゃね っって外に勢揃い！いただきます～すっ



ナイスな勉強会・・・「生活援助について」

前回、「一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例」をお知らせしました。では、「保険給付として不適切な事例への対応」はどうしたらよいのか??という記載内容をお知らせします。

指定訪問介護事業者が、利用者宅への訪問時に、別紙(7月号に記載)に掲げる「一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例」のように、保険給付として適切な範囲を逸脱したサービス提供を求められた場合や、生活援助を算定できない事例において、生活援助の算定を求められた場合には、以下のように取り扱うこととする。(これは、厚生労働省のパンフレットからの抜粋です)

- 1) 訪問介護員から利用者に対して、求められた内容が介護保険の給付対象となるサービスとしては適当でない旨を説明する。その際、利用者が求めているサービスが保険給付の範囲として適切かどうかや、生活援助の訪問介護の対象になるかどうかについて判断がつかない場合には、保険者(市町村)に確認を求めること。なお、担当の訪問介護員の説明では利用者の理解が得られない場合には、サービス提供責任者が対応すること。
- 2) 利用者が、保険給付の範囲外のサービス利用を希望する場合には、訪問介護員は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡することとし、希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活支援事業、配色サービスなどの生活支援サービス、特定非営利法人などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用を助言すること。
- 3) 上記2つの説明を行っても、利用者が保険給付の対象となるサービスとしては適当ではないサービスを求めた場合には、指定訪問介護事業者は、求められた内容のサービス提供を行わずとも、指定基準には抵触しないものとする。

なお、保険給付の範囲外のサービスについて、利用者と事業者との間の契約に基づき、保険外のサービスとして、保険給付対象サービスと明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することは、当然、可能である。また、こうした事例への対応については、居宅サービス計画の策定段階において利用者に十分説明し、合意を得ることが重要であることから、指定居宅介護支援事業者にあっても、十分に留意して居宅サービス計画書の作成に当たることが必要である。

利用者さんに「出来ない」ことを伝えるのもヘルパーの仕事なんですヨ

次回...「異性」

私のおかあさん ～ 第8章 ～

注:このコーナーに掲載される話はスタッフの家族の実話です。

私がヘルパーの資格を取ることになったきっかけは、おかあさん！と言えたら格好がいいかもしれませんが、実は、町内の卓球クラブの仲間から「ヘルパーの仕事やってみない？」と声をかけられたことがきっかけなんです。本当のところ“自分には荷が重い……。”と思い悩み、何度か誘われてから、やっと、「これも人生勉強かな!？」と考えるようになり、重い腰を上げ、ヘルパー2級の資格取得。そして、まだ、介護保険が開始される前、平成10年の後半に資格を取り、翌11年から登録ヘルパーとして働きはじめたのです。

平成12年、行動力のある妹は、介護保険が始まった時すでにおかあさんとの同居を開始していたこともあり、介護保険がどういう制度が分からないながらも、すぐに申請の手続きを済ませました。結果、おかあさんは要介護度2の認定を受け、杖などの福祉用具を借りたり、家に手すりを付けてもらうことができました。

また、介護保険の限度範囲内で、デイケアにも通うようになり、同世代の人たちとの交流やレクリエーションを楽しむ日々を送っているようでした。

その頃、私自身の生活も、様変わりすることになりました。一度は同居し、そして別居していた主人の両親と、再度同居することになったのですが……、私も強くなったものです。

以前は、義父母の顔をうかがいながら、くよくよして生活していました。が、今回の同居は、自分たちの家に越してくるという事情だったことや、ヘルパーの仕事をするようになり、自分の気持ちにも変化が出てきていたのでしょう、義父母に遠慮しすぎることもなく、自分の意見も話せるようになっていました。

自分が変わったことで、義父母への配慮をしながらも、おかあさんの介護に遠慮なく、出掛けられるようになりました。また、おかあさんや妹家族と一緒に食事に出掛けたりすることもできました。

そんな中、おかあさんと話していたとき、「まだ、一人で暮らしているときなあ、長～い道のりを買物袋を提げて歩いていると、見ず知らずの人が助けてくれてね……。助けてもらって嬉しかったあ。」と、本当にありがたそうに話していることがありました。

私が、おかあさんのところへ行くことが出来なかった頃のことです。その話を聞き、その時助けていただいた方に感謝の気持ちで一杯になりました。



ナイスな手作業 ～ ピーマンとの格闘 ～

畑になったピーマンを、茎ごと“ゴソッ”と採ってきて、デイの机の上に どど～ん!!!と山積みしちゃいました。

でもね、みんな「はい、仕事が来たよ!早いとこ片付けよ!」と、ピーマンを茎からちぎるという作業を手際よくやりこなしてくれるのです。利用者の皆さん、いつもご苦労様です。

ちなみに……この写真を撮っていたら、「あんなねえ、写真撮る暇があるんだったらさっさと手伝やあ～、山ほどあるんだで、いつ終わるか分かんがね!」と怒られちゃいました。(笑)



編集後記

「介護保険が始まる前のほうが、その人の生き様や人間性がしっかりと伝わってきたのではないかな」と感じることがあります。

介護保険は、自宅での生活が継続できるように……という理念だったはずなのに、なぜか、知らないうちに「施設に入所したほうが安心なのでは……?」という念に駆られ、別居している家族から自宅で生活している利用者さんのことを「もうそろそろ、施設入所するべきだと思わない?」と相談を受けた際にも、私自身、それに賛同するかのような返答をしてしまったことがあるのです。その人自身は、まだ独りで暮らしたがっていたし、助けさえあれば独りで暮らせる状態だったのに……。

介護保険施行前、自費負担でサービス利用され、「最期、病院に行くまでは自宅で生活したい」と利用者さんが意思を貫き通し、色々な工夫をして自宅で生活していた方が少なくありませんでした。

利用者さんの意思による入院・入所の決断をされる時、その方の生きてきた証である知恵や知識を、私たちヘルパーにもいただきました。そのひとつでも、心に残るあの人の一言にも表せれたら……。(H)

心に残る “あの人の一言”

◆「足首に白糸を結んでな、湯上りには必ずそこに水をかけるんだわな。そうすると風邪も引きにくいし、健康でいられるからね。」言葉通り入浴時に欠かすことのない習慣でしたね。

◆この仕事をするようになってから「顔がやさしくなったね。」と言われることが多くなった。(嬉!)

◆「兄ちゃん!美味しい肉買ってきてちょー。」と歯のない95歳の利用者さんに突然頼まれた。歯がない人は肉なんて食べられないと思っていた頃の驚きの一言でした。

◆「おかゆになあ、大根おろしと山芋のすったやつと生卵を混ぜて、それにヤクルトをかけて食べとれば栄養満点で、わしみたいに、どんな状況でも長生きできるぞ。」と、植木職人をしていた1人暮らしの方から教わりました。(う～ん……)

◆「あんなたちは、やることだけやったら、“たった”と帰ってってまうでなあ～。」(ごめんね……)

7～12月号は心に残った“あの人の一言”でお送りします。